資料３

協議を申し出る路線（南２号及び特南２号系統）

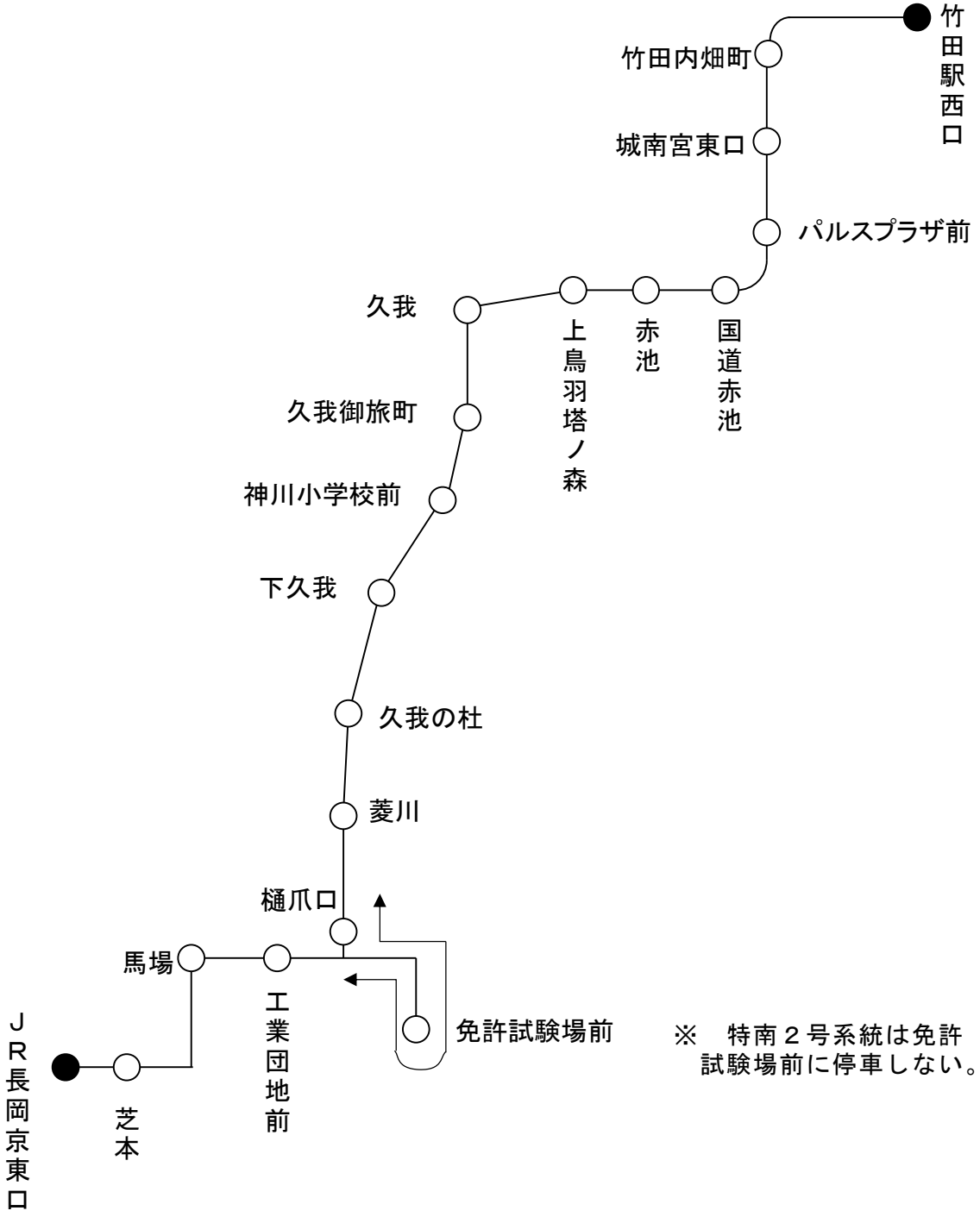

※　特南２号系統は免許試験場前に停車しない。

協議を申し出る運賃の額及び適用方法（南２号及び特南２号系統）

１　運賃の額

下表のうち太枠部分が協議を申し出る運賃

※　特南２号系統は免許試験場前に停車しない。

改定案
現行

阪急バス営業エリア

均一区間

京阪バス営業エリア

均一区間

										ＪＲ長岡京東口
									馬場	230 170
								工業団地前	230 170	230
							免許試験場前	230 170	230 170	230
						樋爪口	230	230 170	230 170	230
					久我の杜	230	230	230	230	230
				久我	230	230	230	230	230	230
			国道赤池	230	230	230	230	230	230	240
		パルスプラザ前	210	230	230	230	230	230	230	240
	城南宮東口	210	210	230	230	230	230	240	240	290
竹田駅西口	230	230	230	230	230	230	230	240	240	290

２　運賃の適用方法

⑴　この運賃は，南２号系統及び特南２号系統において，「ＪＲ長岡京東口～馬場間（長岡京市内）」又は「馬場～樋爪口間（長岡京市と京都市を跨ぐ区間）」を利用する旅客に適用する。

⑵　大人運賃と小児運賃の区分は，次に掲げる区分による。

・　大人運賃・・・１２歳以上の者

・　小児運賃・・・１２歳未満の者

※　小児運賃は大人運賃の半額とし，１０円未満の端数は１０円単位に四捨五入する。

⑶　次頁に該当する旅客については，各項に掲げる運賃の割引を実施する。